

4 山瀬漁調指示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 4 年 10 月 27 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会 長 森 友 信

1 指示する内容

(1) 漁業の禁止

えむしこぎ漁業は、営んではならない。

(2) 制限する海域

山口県瀬戸内海海区

2 指示の有効期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで